五　消毒
(一)　低温処理施設、低温処理船舶又は低温処理コンテナーにおいて、生果実の中心部が摂氏〇・八度になった後、引き続き十六日間、その温度以下で消毒すること。
(二)　低温処理施設、低温処理船舶及び低温処理コンテナーは、あらかじめ南アフリカ共和国植物防疫機関により(一)の消毒のために適切な施設及び設備を有するものとして指定されたものであること。
六　植物防疫官による確認
(一)　三の(一)の検査及び五の消毒が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されること。
(二)　(一)の植物防疫官による消毒が実施されていることの確認は、南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して、次により行うものとすること。
ア　低温処理施設において消毒が行われる場合にあっては、当該施設において五の消毒が行われていることを確認すること。
イ　低温処理船舶又は低温処理コンテナーにおいて消毒が行われる場合にあっては、輸出港においては五の消毒が開始されていることを、輸入港においては当該消毒が終了していることをそれぞれ確認すること。
七　積込み時の措置
低温処理施設において五により消毒された生果実を当該施設から船舶又は航空機に積み込むときは、当該生果実がチチュウカイミバエに侵されることのないための措置がとられていること。
八　表示
三の(一)の検査及び五の消毒が行われた生果実の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

○農林水産省告示第六百二十一号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第五十五の規定に基づき、台湾から発送されるヒロセレウス・ウンダーツスの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十二年四月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　植物及び地域
ヒロセレウス・ウンダーツスの生果実であって、台湾で生産されたものであること。
二　輸送方法
船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。
三　生産地における消毒
蒸熱処理施設において、飽和蒸気を使用して、生果実の中心部の温度を摂氏四十六・五度とし、その温度以上で三十分間消毒すること。
四　生産地における検査及び証明
(一)　台湾植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されている台湾植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。
(二)　(一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。
ア　ミカンコミバエ種群及びウリミバエ（以下「ミバエ類」という。）に侵されていないものであること。
イ　三の消毒が行われたものであること。
五　植物防疫官による確認
三の消毒及び四の(一)の検査が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されること。
六　こん包及びこん包場所
(一)　消毒された生果実は、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。
(二)　(一)のこん包は、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。
(三)　各こん包又は束ねたこん包には、台湾植物防疫機関による封印がなされていること。
七　表示
三の消毒及び四の(一)の検査が行われた生果実の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

○農林水産省告示第六百二十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第五項の規定に基づき、次の登録外国認定機関から登録の更新の申請が登録の有効期間の満了の日の六月前までに行われなかったので、この旨を次のとおり公示する。

平成二十二年四月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録年月日及び登録番号
平成十八年九月一日　第九号
二　登録外国認定機関の名称及び住所
インスティテュート　フォ　マーケットエコロジー　スイス　ヴァインフェルデン　ＣＨ八五七〇　ヴェストシュトラーセ五一
三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物、有機加工食品及び有機飼料
四　登録の有効期間満了日
平成二十二年八月三十一日

○農林水産省告示第六百二十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第五項の規定に基づき、次の登録認定機関から登録の更新の申請が登録の有効期間の満了の日の六月前までに行われなかったので、この旨を次のとおり公示する。

平成二十二年四月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録年月日及び登録番号
平成十八年九月一日　第七十二号
二　登録認定機関の名称及び住所
特定非営利活動法人日本生態系農業協会　東京都江戸川区北葛西四丁目十三番十七号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物及び有機加工食品
四　登録の有効期間満了日
平成二十二年八月三十一日

○農林水産省告示第六百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年四月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町大桃字後山一一〇四から一一〇六まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字後山一一〇五、一一〇六
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年四月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市大内三川字薬師堂九五の八、九六の七から九六の九まで、九七から一〇五まで、一〇六の一、一〇七の一、一〇八の二から一〇八の八まで、一〇九の一から一〇九の三まで、字薬師沢一の一から一の四まで、二の一から二の五まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字薬師堂九五の八・九六の九・九八・九九・一〇八の二から一〇八の四まで・一〇八の八・一〇九の二・一〇九の三・字薬師沢一の三（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）